

「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースとりまとめ」(原案) に対する確認事項 (平成 23 年 6 月 24 日 消費者委員会) に対する消費者庁の考え方、及び、これについての消費者委員会の考え

平成 23 年 7 月 1 日
消費者委員会

確認事項 (23.6.24) (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) 資料 3 より)	左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) での口頭説明より)	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
1 消費者委員会が示した懸念への対応について (1) 情報発信の遅れについて		
<p>確認事項</p> <p>消費者庁からは、第 58 回消費者委員会では、「これまでは所管官庁と独立行政法人という関係の中で、国民生活センターの情報発信について事前に協議を行っていたが、組織を一元化すれば、消費者庁の中の対等な議論になるので、確実に情報発信は早くなる」という旨の説明があった。</p> <p>しかし、当委員会としては、独立行政法人通則法第 3 条第 3 項の規定を踏まえれば、現在の監督官庁としての事前の調整自体、問題があると考え、消費者庁の見解を伺いたい。</p>	<p>国民生活センターの情報発信に当たっての「事前の調整」については、消費者庁と国民生活センター双方の合意のもとで、情報共有、連絡調整を行っているものである。これは、消費者庁の権限を背景にした他省庁等に対する効果的な働きかけ、調査分析における客観性・信頼性の一層の向上等の観点から、独立行政法人の適正かつ効率的な業務運営という独立行政法人通則法第 3 条第 1 項に資するものである。</p> <p>他方、同法第 3 条第 3 項では、独法通則法及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分に配慮されなければならない、とされているが、この「事前の調整」は国民生活センターを権限的に事前に統制するものではなく、また、消費者庁と国民生活センター双方の合意の下に情報共有、連絡調整を行うことは、むしろ適正かつ効率的な業務運営に資するという意味で行っていると認識しており、同項との関係で問題になるとは認識していない。</p> <p>なお、これまで、所管官庁と独法という関係のもとでの調整で時間がかかっていたとするなら、今後は、対等の関係になるので、迅速になるはず。</p>	<p>これまでの事例をみる限り、双方が合意して行っているものではなく、国民生活センターが一方向的に指示されて、修正等を行わされているものであると理解せざるを得ず、一元化によって、消費者庁に統合された場合に、情報発信が早くなるか否かは定かではない。</p> <p>第 59 回消費者委員会 (23.6.24) でも、消費者庁長官から、過去の事例として、小径タイヤの自転車 (折りたたみ自転車) に関する注意喚起について、消費者庁が遅らせてしまったことは明らかに消費者庁が間違っていたことが指摘されている。</p> <p>この他、タスクフォースの議論においても、貴金属の訪問買取に関する注意喚起情報の発信にあたり、特定商取引法に関する記載について消費者庁との調整に時間を要した事例が指摘されている。</p> <p>また、国民生活センターの公表事案の全てについて「事前の調整」を行う必要があるか疑問。</p> <p>なお、これまでの消費者庁及び国民生活センターによる財産事案についての注意喚起 (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) 参考資料 1 - 2 参照) を見ると、双方が同じ日に注意喚起を実施しているケースが散見され、本来であれば、調整なしに、もっと早期に注意喚起することができたのではないかと推測される。</p> <p>国家行政組織法 2 条 2 項では、「国の行政機関は、内閣の統括の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。」と規定されている。</p> <p>この「内閣一体の原則」を踏まえれば、消費者庁として情報発信を行う場合に、他省庁も関係する内容であれば、他省庁との調整を行って、その了解を得た上で、対外的な文書を発することは、行政機関の業務の進め方として当然のことである。</p> <p>したがって、国民生活センターが消費者庁の中に入れば、このような各省庁との調整が正式に行われることにより、情報発信のスピードが、従来の国民生活センターよりも遅くなるのは不可避的である。</p>

<p>確認事項 (23.6.24) (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) 資料 3 より)</p>	<p>左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) での口頭説明より)</p>	<p>左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え</p>
<p>(前ページから続く)</p> <p>確認事項 消費者庁からは、第 58 回消費者委員会では、「これまでは所管官庁と独立行政法人という関係の中で、国民生活センターの情報発信について事前に協議を行っていたが、組織を一元化すれば、消費者庁の中の対等な議論になるので、確実に情報発信は早くなる」という旨の説明があった。</p> <p>しかし、当委員会としては、独立行政法人通則法第 3 条第 3 項の規定を踏まえれば、現在の監督官庁としての事前の調整自体、問題があると考え、消費者庁の見解を伺いたい。</p>	<p>また、全ての情報発信について調整を経るということではなく、手口公表や件数公表等、調整の必要のない内容については、施設等機関が直接情報発信できるような仕組みを、タスクフォースで検討したい。</p>	<p>当該仕組みについて、より具体的な説明をされたい。</p>
<p>確認事項 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース取りまとめ」(原案)では、3 頁で、「・財産事案」について「消費者庁は法執行(行政処分等)以外にも法律に基づき事業者から資料の提出等を求め、注意喚起を行う権限があるが、それを十分に生かす知見・ノウハウ・体制が不足」とし、第 58 回消費者委員会では、消費者庁からは、「資料の提出を求める権限」の規定について、消費者安全法第 14 条第 1 項を例に挙げる発言があった。</p> <p>しかし、一般に、事業者は、消費者庁からの当該規定の求めに対応しなくとも何らの不利益処分もない。また、当該規定上、行政機関等の公的機関を主たる対象としているのは明らかである。実際、消費者庁のこれまでの運用例を見ても、悪質商法等の財産事案に適用した事例は存在しない。</p> <p>したがって、同項の規定が、国民生活センターが現在、行使し得ない「権限」であって、同権限があるから、国民生活センターの有する知見が十分活用され得るとは想定し難いが、消費者庁の見解を伺いたい。</p> <p>なお、独立行政法人国民生活センター法第 42 条第 1 項にも類似の規定がある。</p>	<p>消費者安全法 14 条 1 項に基づく資料提出要求については、国会報告等で公表している事案に限れば、悪質商法等の財産事案への適用はないが、規程上は財産事案にも適用できるものであり、いずれも非公表案件であるが、実際に同項に基づいて資料の提出要求等を行った事例は、過去に 104 件ある。今後も、消費者被害の拡大防止の観点から、悪質商法等の財産事案に対しても、同項をより適切に適用していく必要があると考えている。</p> <p>また、消費者安全法第 14 条第 1 項に基づく資料提出要求の相手方については、民間事業者に対する適用を排除するものではなく、公表事案の中でも、携帯音楽プレーヤーの販売事業者や、シンドラエレベーター社等に資料提出を求めている。</p>	<p>左記で、財産事案について、消費者安全法 14 条 1 項に基づく資料提出要求の権限を行使されたとされている 104 件のうち、財産事案について、いわゆる悪質な販売方法等を用いている事業者に権限を行使し、実際に注意喚起につながったものはあるのか。</p> <p>また、消費者安全法 14 条 1 項の規定は、事業者は消費者庁からの当該規定の求めに対応しなくとも、法律上は何らの不利益処分もないため、注意喚起に当たって、いわゆる悪質事業者に対して情報提供を求める権限として有効に機能するとは考え難い。</p> <p>なお、消費者安全法 22 条に基づく報告徴収は、アフリカントラストに対してのみ行ったと聞いているが、これによっても、十分な情報提供は得られなかったと聞いた。</p>

確認事項 (23.6.24) (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) 資料 3 より)	左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) での口頭説明より)	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
(2) その他の懸念事項について		
<p>確認事項</p> <p>消費者庁は、その他の懸念事項について、第 58 回消費者委員会では、「制度的な担保については、できるだけ懸念が解消されるような組織を作るべく、検討しているところ」としつつ、「一元化したら必ずこうなるということはいえないし、逆に一元化しなければ必ずこうなるということも言えないはず」との発言も聞かれた。</p> <p>当委員会としても、当然のことながら、「必ず懸念しているとおりになる」としているわけではないが、第 58 回消費者委員会でも議論されたとおり、法制上も、経験則上も、懸念についての蓋然性は相当程度高いものと認識しており、そうした懸念が払しょくされるような制度設計を求めているところであるので、その後の検討状況を伺いたい。</p>	資料 1 - 1 のとおり	資料 1 - 1 のとおり
2 消費者庁への情報の一元化について		
<p>確認事項</p> <p>消費者庁は、「消費者行政推進基本計画」(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)でも、「一元的に集約・分析した情報を基に対応方針を決定し、事故等の被害拡大が予想される場合に原因究明が尽くされる前においても情報発信機能を担うことが消費者庁の役割として明確にされている」旨を主張している。</p> <p>しかし、上記閣議決定の該当部分の記載は、消費者安全法第 15 条第 1 項の規定となって結実したものであり、これは、当委員会の「検討報告」でも述べているとおり、国民生活センターの情報提供とは、法制上も性格・機能を異にするものであると理解しているが、消費者庁の見解を伺いたい。</p>	<p>消費者行政推進基本計画(平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定)では、新組織(消費者庁)は、消費生活センターからの情報、国民生活センターの PIO - NET や事故情報データベースを通じた情報、さらには保健所、警察、消防、病院といった関係機関からの情報なども一元的に収集・分析するとされている。</p> <p>他方、現状では消費者庁にこれら全ての情報が集約されているわけではなく、相談現場の生の情報は国民生活センターに集約されている。</p> <p>今回の一元化は、相談現場の生の情報と、その他集約された情報を有機的に結び付けることによって、注意喚起や法執行から、制度改正や消費者教育まで一貫した体系を持った消費者行政の実現を図ることを目的としている。</p>	<p>一元化によらずとも、国センの相談部署は、PIO - Alert 等を通じて、消費者庁に対して悪質事業者等の情報を迅速に提供しており、このような連携をさらに強化することにより、国センが集約・分析した情報を消費者庁が活用することが可能ではないか。</p> <p>また、左記でいうところの情報の集約・分析についても、全てを消費者庁自らが実施すべきという趣旨ではないはず。</p> <p>このうち、何を消費者庁自らが行うべきか、という判断は、まさに政策判断であるが、当該事務として読み込めるもののうち、国民生活センターに「実施させる」ことも、消費者庁の事務に含まれると理解している。</p>

<p>確認事項 (23.6.24) (第59回消費者委員会(23.6.24)資料3より)</p>	<p>左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第59回消費者委員会(23.6.24)での口頭説明より)</p>	<p>左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え</p>
<p>(前ページから続く)</p> <p>確認事項</p> <p>消費者庁は、「消費者行政推進基本計画」(平成20年6月27日閣議決定)でも、「一元的に集約・分析した情報を基に対応方針を決定し、事故等の被害拡大が予想される場合に原因究明が尽くされる前においても情報発信機能を担うことが消費者庁の役割として明確にされている」旨を主張している。</p> <p>しかし、上記閣議決定の該当部分の記載は、消費者安全法第15条第1項の規定となつて結実したものであり、これは、当委員会の「検討報告」でも述べているとおり、国民生活センターの情報提供とは、法制上も性格・機能を異にするものであると理解しているが、消費者庁の見解を伺いたい。</p>	<p>消費者庁による消費者への情報提供は、消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1号等に基づく、最も重要かつ多様な事務であると認識しており、この点は、6月9日の消費者委員会事務局長から消費者庁長官宛ての文書においても認められているところ。したがって、消費者行政推進基本計画で定められた内容が、消費者安全法第15条第1項のみに結実したという理解ではない。</p> <p>一方、国民生活センターも独立行政法人国民生活センター法第10条第1号及び第42条第2項に基づいて情報提供を行っている。したがって、法制的にも両者の情報提供が重なっており、実態面からも重複が見られると認識している。</p>	<p>消費者庁による一般的な情報提供を否定するものではない。ただ、それが「消費者庁の最も重要(かつ多様な)事務」であるか否かについては、議論の余地がある。国民生活センターに情報提供を行わせるという役割分担もあり得る。</p> <p>なお、委員会としては、国民生活センターに対して個別事案の情報提供を「させる」ことも、消費者庁としての基本的政策の「推進」ではないかと考えるところ。</p> <p>また、消費者庁のそのような情報提供と、国民生活センターの情報提供が「法制的に重なっている」か否かについては、法制的に必然・不可避的に重複するとは考えていない。</p> <p>なお、「この点は、6月9日の消費者委員会事務局長から消費者庁長官宛ての文書においても認められているところ」について、委員会事務局は、消費者庁の見解について「認めた」ということではなく、消費者庁の見解について委員の確認が得られるよう努める旨を、当該書面において明確にしたものであると理解している。</p>
<p>確認事項</p> <p>消費者庁が同庁設置法第4条第1号に規定する「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の推進」をもって、消費者庁が幅広い情報提供を行っていること自体は、評価するものである。しかし、これも当委員会の「検討報告」で述べたとおり、消費者庁の抱える課題が山積していることを踏まえると、同庁との調整がなければさらに迅速に情報発信を行うことができる国民生活センターとの間での一定の役割分担を図ることで、消費者庁内の人的資源配分の効率化等を行うことができるものと考えているが、あえて消費者庁に国民生活センターの情報発信機能を吸収することにどのような利点があるのかについて具体的に示されたい。また、仮に国民生活センターによるこれまでの情報発信が適当でなかったとすれば、どのような点が適当でなかったか、具体的な論拠・判断基準について示されたい。</p>	<p>第5回タスクフォース(平成23年3月29日)では、国民生活センターの情報提供に関し、現行の独立行政法人形態であるがゆえのデメリット、限界として、「処分権限がなく悪質事業者に対する強制力が弱い」、「注意喚起はできても、法律改正や政策といった根本的な解決に結びつきにくい場合がある。」との見解が国民生活センターから示されているところ。</p> <p>今回の情報発信機能の一元化は、国民生活センターのこれまでの情報発信機能の重要性や有効性を否定するものではなく、これを消費者庁が有する様々な権限と結び付けることによって、さらに実効性の強化を図ろうとするもの。</p>	<p>第58回消費者委員会(23.6.17)では、情報提供を求める消費者庁の権限について、消費者安全法14条1項を挙げており、第59回消費者委員会(23.6.24)では、同項の規定に基づく事業者に対する資料提出要求について、104件行使したとされる(いずれも非公表)。</p> <p>しかし、当該104件のうち民間事業者に対して権限を行使したものがどのくらいあるのか、疑問が残る。(再掲)</p> <p>また、消費者安全法14条1項の規定は、事業者は消費者庁からの当該規定の求めに対応しなくとも、法律上は何らの不利益処分もないため、注意喚起に当たって情報提供を求める権限がどの程度有効に機能するか疑問あり。(再掲)</p> <p>なお、消費者安全法22条に基づく報告徴収は、アフリカントラストに対してのみを行ったと聞いているが、これによっても、十分な情報提供は得られなかったと推測される。(再掲)</p>

確認事項 (23.6.24) (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) 資料 3 より)	左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) での口頭説明より)	左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え
<p>(前ページから続く)</p> <p>確認事項</p> <p>消費者庁が同庁設置法第 4 条第 1 号に規定する「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の推進」をもって、消費者庁が幅広い情報提供を行っていること自体は、評価するものである。しかし、これも当委員会の「検討報告」で述べたとおり、消費者庁の抱える課題が山積していることを踏まえると、同庁との調整がなければさらに迅速に情報発信を行うことができる国民生活センターとの間での一定の役割分担を図ることで、消費者庁内の人的資源配分の効率化等を行うことができるものと考えているが、あえて消費者庁に国民生活センターの情報発信機能を吸収することにどのような利点があるのかについて具体的に示されたい。また、仮に国民生活センターによるこれまでの情報発信が適当でなかったとすれば、どのような点が適当でなかったか、具体的な論拠・判断基準について示されたい。</p>	<p>また、今回の一元化の重要な目的の 1 つは、現場の様々な相談情報を生かし、注意喚起や法執行から制度改正や消費者教育まで一貫した体系を持った消費者行政の実現を図ることである。情報発信機能の一元化により、調査権限・執行権限も含めて消費者庁が有するツールを事案に応じて選択的に駆使していくことが可能となり、消費者被害の救済、未然防止・拡大防止のために効果的であると考えます。そのために迅速な情報提供の機能を維持することは非常に重要であり、「情報発信調整チーム(仮称)」等の仕組みをさらに構築していきたい。</p> <p>また、消費者庁及び消費者委員会設置法第 3 条では、消費者庁は「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、～(略)～ことが消費者の権利であることを尊重する」等消費者基本法の理念にのっとり事務を行うことが任務とされているところ。こうした役割が期待されている消費者庁には消費者への迅速かつわかりやすい情報提供が実際にも求められており、一つの例として、東日本大震災に際しては、国会などでも被災者や消費者に迅速な情報提供、正確な情報提供を行うべきということが、消費者庁に投げかけられたところ。これを踏まえ、「食品と放射能 Q&A」を作成し、いわゆる注意喚起にとどまらない情報提供や消費者教育・啓発を行っている。</p>	<p>「情報発信機能の一元化により調査権限、執行権限も含めて消費者庁が有するツールを事案に応じて選択的に駆使していくことが可能となり」とされているが、こうした調査権限・執行権限を情報発信のために一体的に利用することにより、執行機能の中立性・公正性が阻害されるとともに、情報発信が遅れる可能性が大きく、十分な配慮が必要であり、事業者もこの点を懸念している。これらの懸念に対してどのような配慮を講じるのか、具体的な説明が未だなされていない。また、一元化によらずとも、国民生活センターの相談部署は、PIO - Alert 等を通じて、消費者庁に対して悪質事業者等の情報を迅速に提供しており、このような連携をさらに強化することにより、国民生活センターが集約・分析した情報を消費者庁が活用することが可能ではないか。(再掲)</p> <p>消費者基本法第 2 条に定められている左記の基本理念にのっとりした事務は、非常に広範かつ抽象的であり、これで読み込める事務を全て消費者庁自らが行うべきとは、解することができないのではないかと懸念している。このうち、何を消費者庁自らが行うべきか、という判断は、まさに政策判断であるが、当該事務として読み込めるもののうち、国民生活センターに「実施させる」ことも、消費者庁の事務に含まれると理解している。なお、これまで、国民生活センターは、消費者団体や弁護士等への情報開示について不十分ではないかとの批判があったが、消費者庁に情報管理が一元化された場合、これまで以上に、情報開示が過度に慎重になるのではないかと懸念している。</p>

* PIO-Alert (消費生活相談早期警戒システム) :

悪質事業者・問題商法を早期に発見するために開発された「早期警戒指標」を効果的に利用するためのツールとして開発され、2010 年 12 月から運用が開始されている。クリックによる簡単な操作で、相談の傾向や事業者・商品ごとの集計結果をグラフや地図で視覚的に把握できるため、各自治体の消費者行政部門等が、問題のある事業者や手口等を発見・分析しやすくなり、迅速な対応が可能となった、とされている。

(国民生活センター ホームページより「国民生活センターについて(2011 年 6 月)」(http://www.kokusen.go.jp/hello/pdf/mi-gyoumu_01.pdf))

<p>確認事項 (23.6.24) (第59回消費者委員会(23.6.24)資料3より)</p>	<p>左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第59回消費者委員会(23.6.24)での口頭説明より)</p>	<p>左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え</p>
<p>3 一元化することに伴う組織運営上の効率性について</p>		
<p>確認事項</p> <p>消費者庁としては、「任期付き任用については、弁護士等の有資格者に限られているため、知識のある人材を多量に確保することは難しい。一方、国民生活センターの職員は、相談現場での様々な消費者問題のやり取りを経て知識を有しており、そのような人材に消費者庁に来ていただければ、消費者庁としての増員をそのような人材を活用する形で実現できる」旨を主張する。</p> <p>しかし、消費者庁の事務のうち、消費者庁及び消費者委員会設置法によって消費者庁の所掌事務の筆頭に掲げられている「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」及び消費者安全法の創設等に伴って消費者庁が新たに行うこととなった事故情報の集約・分析・注意喚起事務等を除けば、その他大半の事務は、各省庁から移管されてきたものであり、各省庁からの出向者がそれぞれの出身省庁で培った専門性を持って対応している。</p> <p>また、事故情報に係る事務についても、例えば、当委員会の「検討報告」で述べているとおり、</p> <p style="padding-left: 20px;">これまで行っていなかった民間からのプロパー職員の中途採用を行うこと、</p> <p style="padding-left: 20px;">消費者庁と国民生活センターの職員を10名程度の規模で人事交流を行うこと</p> <p>等により、専門的知見の蓄積を図ることができるものと考え、消費者庁の見解を伺いたい。</p>	<p>「消費者の利益の擁護及び増進に関する～(略)～消費者庁が新たに行うこととなった事故情報の集約・分析・注意喚起事務等を除けば」とのことだが、消費者行政の司令塔として消費者庁に与えられた情報の収集・分析・提供などの機能を効果的に活用するという面において、専門性・ノウハウが求められると考えている。したがって、そこに国民生活センターが蓄積してきた人材・ノウハウの活用を図ることを考えている。</p> <p>各省庁から移管した事務について、現在各省庁から出向している職員が専門性を有していることは言うまでもない。</p> <p>また、中途採用や人事交流を何ら否定するものではない。</p> <p>一般論として、統合等によってできた新設官庁が独自のプロパー職員の採用を始めるまでには、非常に時間がかかる。なぜならば、各省庁からの権限を寄せて、組織も同時に寄せて作った際には、純粋な意味での消費者庁自体が持っている枠がなく、毎年、増員要求をしながら組織を拡充してきた。その積み重ねで枠がある程度確保されないと、職員のキャリアパスも描けないので、独自採用が困難だというのが実態。</p>	<p>国民生活センターの人材・ノウハウの活用のために、施設等機関や内部部局に配属される国民生活センターの職員のキャリアアップについては、どのように考えているか。</p> <p>過去に環境省・金融庁等が設立された際には、民間等からのプロパー職員の積極的な採用や、他省庁の人材をノーリターンで獲得した例もあると聞いている。</p> <p>また、「プロパー職員の採用・国民生活センターとの更なる人事交流・国民生活センターとの連携強化」では、諸課題が解決できない旨の十分な説明が未だなされていない。</p>

<p>確認事項 (23.6.24) (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) 資料 3 より)</p>	<p>左記の委員会の確認事項に対する 消費者庁の考え方 (第 59 回消費者委員会 (23.6.24) での口頭説明より)</p>	<p>左記の消費者庁の考え方についての 消費者委員会の考え</p>
<p>確認事項</p> <p>消費者庁からは、第 58 回消費者委員会において、なぜ、民間等からのプロパー職員の採用ができないのかについて明確な回答がなかったところ、この点についても、再度確認したい。</p>	<p>全ての省庁において、国家公務員の新規採用者数については、閣議決定で厳しく抑制されており、消費者庁については上限は 2 名とされており、今年度は既に、内閣府の中で共通して採用して消費者庁に配属されている状況。したがって、今年については、民間等からの中途採用は行っていない。</p>	<p>平成 23 年度国家公務員新規採用抑制方針が問題となっていることは理解する。しかし、この閣議決定は、「天下りのあっせんを根絶し、一方で、定年まで勤務できる環境の整備に向けた公務員制度改革を押し進める必要がある」との観点から行われたものである。したがって、国民生活センターの職員約 120 人を全員、国家公務員とした場合には、この閣議決定の趣旨である「天下りを根絶する公務員制度改革」の趣旨との関係で問われることにならないか。</p> <p>他方、消費者庁のどの部署でどのような人材がどの程度必要とされているのかについて精査した上で、</p> <p>思い切った増員が必要な消費者庁について、上記採用抑制方針を一定期間緩和することを検討する、</p> <p>最近、急激に増加している新任弁護士を 5 年間の任期付で採用することで、懸案となっている法改正作業に充てる、</p> <p>政府内で公募を行って、有為の人材を集める等の方法を検討する、</p> <p>消費者庁の職員が実際に作業すべき事務と、国民生活センターに任せべき事務を精査し、法執行についても地方公共団体との分担関係を見直すこと等により、消費者庁において真に人員が必要な部署に絞って、弾力的に配置を図る、</p> <p>上記の精査を踏まえ、必要に応じて、国民生活センターの増員を図るとともに、一定期間、消費者庁への出向や人事交流を活発化する。</p> <p>等の対策を講ずることも考えられる。</p> <p>上記対策に加え、様々な人材登用策を講ずること等の工夫がないまま、国民生活センターの人材をそのまま吸収することになれば、真に必要な部署に適切な人材配置が行われないことも懸念される。</p>